

令和元(2019)年度～令和3(2021)年度 of 取組

1 (仮称)母子健康電子システムの構築 ★

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実現するため、妊婦健診や乳幼児健診の健診情報等を電子化する「(仮称)母子健康電子システム」を構築します。電子化した情報は、保護者などが閲覧できるようにします。どの保健相談所でも健診や相談を受けられる仕組みを作ります。

No. 2 - 1		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
(仮称)母子健康電子システムの構築	検討	検討	一部運用開始 ^{※1}	運用開始	運用開始
事業費(百万円)		9	***	***	9

※1・・・ 現在、国ではマイナンバー制度を活用し、乳幼児健診等の母子保健情報を転居時に自治体間で引き継ぐ仕組みやマイナポータルで健診情報等を閲覧できる仕組みの検討を進めています。令和2年度中の運用開始を予定しており、この動きを注視しながら、(仮称)母子健康電子システムの構築を進めます。

事業実施課：健康部健康推進課、保健相談所

2 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じたり、孤立感を抱く保護者が増加傾向にあります。乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備します。

No. 2 - 2		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
①外遊びの事業 (おひさまびよびよ) (8か所) 相談員の配置 8か所	—	7か所配置	—	1か所配置	8か所配置
★ ②児童館学童クラブ 室を活用した子育て ひろば(にこにこ) (17か所) 相談員の配置 4か所	—	検討	2か所配置	2か所配置	4か所配置
③発達に不安のある 親子のひろば事業 (のびのびひろば) (5か所)【再掲】 ^{※1} 月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)	月1回実施(5か所)	月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)	実施	実施	月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)
事業費(百万円)		4	4	9	17

※1・・・計画1 事業No.1-1の再掲

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター

3 成長発達に関わる相談サポート体制の充実

妊娠や子育ての不安感や孤立感を軽減するために妊娠期から子育て期までの総合的な支援を充実します。

- ① 妊娠・子育て相談員による、全ての妊婦との面談・支援を実施します。
- ② 子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者に対し、速やかに相談に応じられるよう、心理相談員を保健相談所に配置します。

No. 2 - 3		年度別の取組計画			
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
① 妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★ ② 保健相談所への心理相談員の配置	—	—	配置	配置	配置
事業費（百万円）		28	***	***	28

事業実施課：健康部 健康推進課、保健相談所

4 新しい児童相談体制の構築

子どもたちの福祉の向上のためには、区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的、専門的な支援を適切に組み合わせた新たな仕組みが必要です。都と実務的な協議を重ね、児童相談所行政を共同して取り組む仕組みを構築します。本年5月に設置された児童相談体制等検討会には、練馬区も参加し、積極的に対応していきます。

また、ショートステイ事業については、施設での実施に加えて家庭での受入を開始します。

No. 2 - 4		年度別の取組計画				
令和3年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	
① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実						
★	支援体制の強化	心理 5人 保健師 4人 福祉等 15人 非常勤相談員 10人	増員	—	—	増員
★	スーパーバイザーの配置(弁護士・児童相談所OB等)	—	配置	—	—	配置
② 都児童相談センターとの連携の強化						
★	都との協議 都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	協議	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築
	都児童相談センターへの区職員派遣 拡大	課長級 (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	—	—	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年1人)
	要支援家庭を対象としたショートステイ事業受入対象年齢の拡大	拡大の検討 (対象年齢2-12歳)	拡大 (対象年齢0-12歳)	検討	検討	対象年齢拡大
★	協力家庭によるショートステイ事業の実施	—	検討	開始	実施	実施
	都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託	協議	開始	実施	実施	実施
事業費 (百万円)			21	21	21	63

事業実施課： こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター